

議 事 録

令和5年5月31日（水）午後1時30分から福井市企業局庁舎5階大ホールにおいて5月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第6号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり可決
第7号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第8号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第9号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第10号議案	現況証明について	〃
第11号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第10号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第11号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第12号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第13号報告	農地法施行規則第53条第11号の規定による転用の事業計画の確認について
第14号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第15号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第16号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第17号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

○出席委員 23名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	

○欠席委員 1名

24番	田村	洋子	
-----	----	----	--

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南	京	良	幸
局 次 長	加	藤	雅	和
課長補佐	谷	口	智	樹
主 幹	土	田	智	大
副 主 幹	三	木	真	人
主 査	岡	本	恵利	佳
主 査	前	田	大	貴
主 事	伊	東	優	子

開 会 午後1時30分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6番
武澤 義明
会長)

それでは、ただ今から5月の定例会を開催いたします。
なお、田村洋子委員より欠席の連絡を受けております。
また、池田敏夫委員、鈴木謹一委員は、少々遅れるとのこと。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 10番 前川委員、11番 清水委員、ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第6号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第6号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第7号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第7号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3 番
伊藤 義明
委員

下限面積が緩和され、自作が3反以下0反の場合でも買えますが、農機具がないのに購入する、都市に住む人が購入し無断転用する、等が出てくるのではないかと危惧していますが、会長の考えを伺います。

議 長

国の法律が4月1日より改正になり、下限面積が撤廃されましたが、荒廃農地になったり、遊休農地になったりということだけは避けなければなりません。

あくまでも耕作をしていただくという条件が整っていることを、地元の委員さんにも特段気を付けてもらって、在所の人がしてもらえるのか、農機具がなくても現況が今まで通り維持されるのか、ということを確認を得たうえで、委員会としても事務局としても判断していくものです。

地元の委員から見て問題があるようであれば、定例会に乗せる訳にいかないということで、もう少し慎重に地元との協議をしていただく。

譲受人がきちっと営農をすることを確かめなければ、判断に迷ってくるものもあります。

全国的にはもう問題は出ています。

昨日の全国大会でもそういった話が出てきています。

所有権の移転は済んだが耕作の可能性が3年くらい見えない、こういった場合、国はどうやって対処するのか、地元も困っている、という意見が出てきています。

福井市においてそのような事が起きないように、最善の努力をしていきたい。

委員の皆さんに現地調査をお願いしているのは、そういった話を含めての意味だということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員の皆さんどうですか。

5番・6番の件について、自作0㎡で在所の者ですが、審議する時に判断のしようがない。

3 番
伊藤 義明
委員

今の件ですが、貸の項目を見ていただければ、それぞれに農地を持っていますし、これが何かと言いますと、法人組織が出来て、全部法人組織に貸しているということなんです。

2 3 番
吉田 光範
委員

家の近くに家庭菜園的な畑があります。

7番・8番は、所有者が埼玉県に居て、元々、所有権を譲り受ける人が耕作しています。

今言われるような事は、現地調査に入った中でよく検討してもらって、確かに0㎡からでも取得できることになると、とんでもないダミーで入ってくる場合もありますが、自分の地域等々で状況を聞き取りしながら、農業委員としてはそこまで確認をしていくということで、自分の地域のことはそのくらい日頃

から注意を払って活動をしていただきたいと思います。

議 長

この清水山地区は日野川の改修工事に伴って土地改良する所です。
土地改良して換地が終わるまでに、これから農業をしない人は農業を持続する人にお売りする。
土地改良区域外で屋敷から離れた所、これを隣の人が買うとか、そういう条件で、今3条の申請が多く出てきている状況です。
他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第7号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第8号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」及び第9号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(第8号議案及び第9号議案 説明)

事務局

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました西岡委員から報告をお願いします。

議 長

14番

西岡 得雄
委員

第8号議案及び第9号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は、5月17日(水)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員4名と事務局3名の計9名で行いました。
調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。
以上でございます。

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第8号議案及び第9号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第8号議案、1番、第9号議案、1番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、第9号議案、1番、2番の案件については、開発行為許可を条件に許可することとします。
続きまして、第10号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(第10号議案 説明)

事務局

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました西岡委員から報告をお願いします。

議 長

第10号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は5月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員5名、事務局3名の合計10名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。
以上でございます。

14番

西岡 得雄
委員

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

3番・4番について、同じ所の同じ番地の隣り合わせで地権者も同じですが、あえて分かれている理由は何でしょうか。

15番

浅川 健次
委員

3番と4番の土地の所有者は同じですが、家屋の所有者が違うためです。
それぞれ別々の敷地ですので、別々の案件として分けさせていただいております。

事務局

地面を借りて家を建てているということですか。

15番
浅川 健次
委員

そうです。

事務局

聞き取りしましたところ、両家の先代はきょうだいで、代が変わり土地を提供しているのが分かりましたので、所有権の移転を行うために今回申請を出されたものです。

現況証明は敷地毎に判断しますので、同じ所有者であったとしても敷地毎に調査票と議案を上程させていただきます。

了解しました。

15番
浅川 健次
委員

他にございませんか。

議長

(特に声なし)

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

議長

第10号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

議長

続きまして、第11号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(第11号議案 説明)

事務局

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

議長

所有面積と申請地の面積が違うのは、何故でしょうか。

15番
浅川 健次
委員

そこは納税猶予を受けないということです。

議 長

持っている土地全部ではなく、一部適用を受けるということです。

分かりました。

15番
浅川 健次
委員

他にございませんか。

議 長

(特に声なし)

他にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

議 長

第11号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

議 長

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局専決により処理した案件でございます。

それでは、第10号報告 ないし 第17号報告を、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(第10号報告ないし第17号報告 説明)

事務局

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(特に声なし)

特にないので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

議 長

(今後の日程について 説明)

事務局

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

議 長

本日の定例会は、第6号議案から第11号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

22番
山本 清幸
会長職務代
理者

また、第10号報告から第17号報告まで全て確認をさせていただきました。
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

これをもちまして、5月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

議 長

閉会 午後2時30分